

## 田村駅周辺整備推進会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田村駅周辺整備基本計画（以下「計画」という。）に位置付けられた田村駅を中心とするまちづくり事業等でおおむね5年以内に取り組む短期事業を具体的に推進するため、田村駅周辺整備推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴収をする事項)

第2条 会議において意見聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画に示された各事業の内容、規模及び配置計画等に関すること。
- (2) その他計画の推進に必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから会議への参加を求めるものとする。

- (1) 計画区域周辺の関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 会議は、都市建設部都市計画課田村駅周辺整備室長が進行する。

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(アドバイザーの指名)

第5条 市長は、次に掲げる者のうち適当と認めるものをアドバイザーとして指名することができる。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) その他市長が適当と認める者
- 2 アドバイザーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市建設部都市計画課田村駅周辺整備室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、令和元年7月11日から施行する。